

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 所沢狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
埼玉県狭山市大字南入曾字堂ノ 前原五五番三から同市大字南 入曾字堂ノ前原五五三番四まで		区 間
八・一九ノ 一九・一六	七・五二ノ 一二・三八	敷地の幅員 (メートル)
三三・六三		延長 (メートル)
交差点改良工事によ る。		備 考